

小規模多機能ホーム花海家長寿園 利用契約書

目 次

第1条	契約の目的	第13条	秘密保持
第2条	契約期間	第14条	個人情報の保護
第3条	(介護予防)小規模多機能型 居宅介護計画	第15条	非常災害対策
第4条	(介護予防)小規模多機能型 居宅介護計画の提供場所・内容	第16条	事故発生時の対応
第5条	サービス提供の記録	第17条	損害賠償責任
第6条	料金	第18条	損害賠償がなされない場合
第7条	利用日の中止・変更・追加	第19条	緊急時の対応
第8条	事業者の責任によらない事由 によるサービスの実施	第20条	連携
第9条	利用料金の変更	第21条	相談・苦情対応
第10条	契約終了	第22条	本契約に定めない事項
第11条	利用者の施設利用上の注意義 務等	第23条	裁判管轄
第12条	身体拘束その他の行動制限	第24条	虐待の防止等

ご利用者様氏名： _____ 様

_____ (以下「契約者」という。)と社会福祉法人 恵仁会
小規模多機能ホーム花海家長寿園 (以下「事業者」という。)は、事業者が契約者に対して行
う小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護について、次の通り契約する。

(契約の目的)

第1条 事業者は、介護保険の趣旨に従い契約者がその有する能力において、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように小規模多機能型居宅介護サービス、及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービス (以下「小規模多機能型居宅介護サービス」とする。)を提供し、利用者は事業者に対しそのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

(契約期間)

第2条 本契約の有効期間は契約締結の日から利用者の介護保険証有効期間満了日までとします。
ただし、契約期間満了の前々日までに利用者から文書により契約終了の申し入れがない場合には、本契約は同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

(小規模多機能型居宅介護、及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画：重要事項説明書 5)

第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて「小規模多機能型居宅介護計画、又は介護予防小規模多機能型居宅介護計画」(以下、「小規模多機能型居宅介護計画」とする。)を作成します。事業者は、このサービス計画の内容を契約者、及びその家族に説明し同意を得ることとします。

事業者は、契約者及び家族等の希望に応じて小規模多機能型居宅介護計画の変更の必要性を調査し、変更が必要な場合は契約者及び家族等と協議して計画を変更するものとします。

(小規模多機能型居宅介護サービスの提供場所・内容)：重要事項説明書 2

第4条 小規模多機能型居宅介護サービスの提供場所は、「小規模多機能ホーム花海家長寿園」です。所在地及び設備の概要は(別紙、重要事項説明書)の通りです。

2. 事業者は、第3条に定められた小規模多機能型居宅介護計画に沿ってサービスを提供します。事業者は、サービスの提供にあたり、その内容について契約者に説明します。
3. 契約者は、サービス内容の変更を希望する場合には事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に沿うようにします。

(サービス提供の記録)：重要事項説明書 6

第5条 事業者は、毎回のサービス終了時に個別記録表(処遇記録)を作成します。

2. 事業者は、小規模多機能型居宅介護サービス提供に関する個別記録表を作成し、その完結の日から5年間これを保管します。

3. 契約者は、事業者の営業時間内において事業所にて個別記録表を閲覧することができます。
4. 契約者は、当該利用者に関する個別記録表の複写物の交付を受けることができます。
5. 契約者は、記録物を交付するためには、個人情報に関する開示請求書の提出が必要となります。尚、複写に関しては実費負担となります。

(料金) : 重要事項説明書 5

第6条 契約者は、要介護度に応じて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額、又は予防給付額を差し引いた差額分の自己負担分のサービス利用料金の1割又は2割を事業者に支払うものとします。

2. 契約者は(別紙、重要事項説明書)に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
3. 前項の他、契約者は食事代、おむつ代等、契約者の日常生活上必要となる諸費用の実費相当額を事業者に支払うものとします。
4. 契約者は、前項に定めるサービス利用料金をサービスの終了時に支払うものとします。
5. 支払方法は ①月締めでの銀行口座引き落とし
②月締めでの銀行口座振込み
③月締めでの現金支払い

ただし、①の場合の手数料は事業者負担②の場合の手数料は利用者負担となります。
また、①・②・③共に、翌月20日までの日を基本支払い期限日とします。

(利用日の中止・変更・追加) : 重要事項説明書 5

第7条 利用者は、利用期日前において、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業者申し出るものとします。

2. 契約者が利用期日に利用の中止を申し出た場合は(別紙、重要事項説明書)に定める所定のキャンセル料を事業者にお支払いいただく場合があります。

ただし、契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

3. 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で契約者の希望する利用日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

(事業者の責任にならない事由によるサービスの実施不能)

第8条 事業者は、本契約の有効期間中、天災・災害・施設整備等の故障やその他やむを得ない理由等その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に(別紙、重要事項説明書)に定める日割りした料金をお支払いいただき、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

(利用料金の変更) : 重要事項説明書 5

第9条 第6条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、

事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

2. 第6条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は契約者に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
3. 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

(契約の終了)：重要事項説明書 8

第10条 利用者は、事業者に対して1週間の予告期間において、本契約を解約することができます。ただし、契約者の病変、急な入院等やむを得ない事由が生じた場合は予告期間が1週間以内の通知でも、本契約を解約することができます。

2. 事業者は、やむを得ない事由が生じた場合、契約者に対して1ヶ月の予告期間において本契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、契約者は直ちに本契約を解約することができます。
 - (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - (2) 事業者が守秘義務に反した場合
 - (3) 事業者が利用者や家族等に対して社会通念を逸脱すると認められる行為を行った場合
 - (4) 事業者が破産した場合
4. 次の事由に該当した場合は、事業者は直ちに本契約を解約することができます。
 - (1) 契約者のサービス料金の支払いが、催告したにもかかわらず3ヶ月以上支払われない場合
 - (2) 契約者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合
 - (3) 契約者が入院、施設等への入所等により1ヶ月をこえてサービス利用ができない状態であることが明らかになった場合
 - (4) 契約者又は、その家族が事業者やサービス従業者、他の利用者に対して、本契約を継続し難い程の背信行為を行った場合
5. 次の事由に該当した場合は、本契約は自動的に終了します。
 - (1) 契約者が介護施設等に1ヶ月以上、入所等をした場合
 - (2) 契約者の要介護区分が非該当となった場合
 - (3) 契約者が死亡もしくは被保険者資格を喪失した場合

(利用者の施設利用上の注意義務等)

第11条 契約者は、共用施設、敷地をその用途に従って、利用するものとします。

2. 契約者は、事業者の有する施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、破損・汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の対価を支払うものとします。

(身体拘束その他の行動制限)：重要事項説明書 13

第12条 小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたり、事業者は契約者又は他の利用者等

の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限しないものとします。

2. 事業者は、契約者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により行動を制限する場合は、契約者に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明を行うものとします。

また、この場合は、事前、又は事後速やかに、契約者の家族等（扶養義務者）に対し、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明するものとします。

3. 事業者は、契約者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により契約者の行動を制限した場合には、第5条第2項の記録に次の事項を記載するものとします。
 - (1) 行動制限を決定した者の氏名、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間
 - (2) 前項に基づく契約者に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要
 - (3) 前項に基づく契約者の家族等に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

（秘密保持）：重要事項説明書 11

第13条 事業者及びその従業者は、サービス提供をする上で知り得た契約者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約終了後も継続します。

2. 事業者は、契約者から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等において利用者個人やその家族等の情報を用いません。
3. 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
4. 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等に使用する場合も契約者及び扶養義務者の同意の下、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

（個人情報の保護）：重要事項説明書 12

第14条 事業者及びその従業員は、契約者の個人情報を含むサービス計画、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとします。

- 2 個人情報の取扱いに関する契約者からの苦情については、苦情処理体制に基づき、適切かつ迅速に対応するものとします。

（非常災害対策）：重要事項説明書 16

第15条 小規模多機能居宅介護サービスの提供中に、火災・風水害・地震等の災害に対処するための計画を策定し、年2回以上の訓練を実施します。天災その他の災害が発生した場合には、職員は契約者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮を執ります。

(事故発生時の対応)：重要事項説明書 14・15

第16条 契約者に対する小規模多機能型居宅介護サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、契約者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2. 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置については、記録を整備します。
3. 契約者に対する小規模多機能型居宅介護サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

(損害賠償責任)：重要事項説明書 14

第17条 事業者は、サービス提供にともなって事業者の責めに帰すべき事由により契約者が損害を被った場合、事業者は契約者に対して損害を賠償するものとします。

2. 契約者の責に帰すべき事由によって、事業者が損害を被った場合、契約者及び代理人は連帯して事業者に対してその損害を賠償するものとします。

(損害賠償がなされない場合)：重要事項説明書 14

第18条 事業所は、自己の責に帰すべき事由がない限り損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 契約者が本契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 契約者がサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 契約者が事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(緊急の対応)：重要事項説明書 15

第19条 事業者は、現に小規模多機能居宅介護サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師、または協力医療機関の医師等に連絡を取る等必要な措置を講じます。

(連携)

第20条 事業者は小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたり、地域住民、保健医療サービス、福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めます。

(相談・苦情対応)：重要事項説明書：10

第21条 事業者は契約者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、小規模多機能居宅介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

(本契約に定めない事項)

第22条 契約者及び事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

本契約に定めない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに従い双方が誠意をもって協議の上定めます。

(裁判管轄)

第23条 本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、契約者及び事業者は、事業所の居住地为管轄する裁判所を第一裁判所とすることを予め合意します。

(虐待の防止等)：重要事項説明書 19

第24条 利用者の尊厳の保持にとって、利用者の虐待防止及び権利擁護は重要である事から、事業所は、利用者の虐待防止及び権利擁護に努めるものとする。

附則

この契約書は平成29年7月1日より施行する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、当事業所が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

平成 年 月 日

法人名 社会福祉法人 恵仁会

代表者 池田 志保子

事業所住所 鹿屋市花岡町6268番地

事業所名 小規模多機能ホーム 花海家長寿園

管理者 山下 武士 ⑩

契約者 住所 _____
(利用者)

氏名 _____ ⑩

家族等 住所 _____
(扶養義務者)

氏名 _____ ⑩